

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

- 後藤田委員長 次に、階猛君。
- 階委員 民主党の階猛です。
- 本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。
- 私は、復興を迅速に進めるためには、大きく二つのことが必要だと思っています。一つは、復興の障害となっている制度や財政面の制約を取り除いて、復興に必要な人、物、金が円滑に流れるようになります。もう一つは、復興に取り組む人たちが元気が出るようなプロジェクトをやっていくことだと思っています。
- 後者の方からまずお話をしたいんですが、先ほど瀬戸委員も取り上げておりました大槌町のトンネル道路、この話をちょっと私も取り上げたいと思います。
- 資料一をごらんになつてください。先ほどの瀬戸委員の資料は、先日、私も視察に伺ったときに

大槌町から出された航空写真のものでしたけれども、それ以前に私はこの資料をもらっていました。この絵を見ていただくと、実は、先ほどの航空写真には出でていなかつたんですが、三陸縦貫道というのが別途これからできることになります。

私は、ちょっと私の素人考えだつたんですけれども、この三陸縦貫道ができて、そして、これもようど大槌川流域、小鎌川流域を結ぶような形でありますから、今、インター・チェックは大槌川の方にしかないんですけれども、小鎌川の方にもインターナーをつくれば同じような効果が得られるんじゃないかと思って地元に聞いたところ、いやいや、それは違うんですと言わされました。なぜかというと、地元が欲しいのは、主要な幹線道路ではなくて、集落を結ぶ生活道路が欲しいんですというこ

とであります。

この生活道路の役割を果たすのが、先ほど瀬戸委員も取り上げていたこのトンネルの道路です。私の図でいいますと、真ん中よりやや左上の、黄色で囲んである両矢印の部分ですけれども、これができるによって大槌川流域と小鎌川流域の集落が結ばれて、復興にも資するということだと思います。

先ほど瀬戸委員への御答弁の中で、私が聞いていてちょっとこれは官僚的な大臣の答弁だなと思います。

個別の路線については、その意味では、復興まちづくりとの整合性と、それから事業規模、確実性、これを精査した上で支援の対象としておりままでの、大槌町のこの道路についても、その辺の関係をよく見きわめた上で対応を検討していきました。

町の方ももうちょっとと明確にビジョンをつくつていただければ、より検討が前に進むのではないかと思っていますので、私もその点についてはフォローしていきたいと思います。

次の質問ですけれども、復興の障害となつてい

思っています。

まず、この道路をつくるんだということを政治の意思で表明した上で、それがなされることによって復興は進んでくる。復興まちづくりの進捗を待つては、この道路ができるかどうかわからぬということで、なかなかこの地域に人が集まつてくるということは、そうなりにくいと思うんです。

その点について、もう一度大臣から、この道路の重要性に鑑みて、私は前向きな御答弁を期待したいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○根本国務大臣 被災自治体からは数多くの道路整備に関する御要望を承っております。

復興交付金、あるいは復興枠の社会資本整備総合交付金というものがありますが、復興予算で整備する場合には、著しい被害を受けた地域の復興まちづくりに密接な関連のあることが明確な事業である必要がある、これは基本としてそう押さえております。

個別の路線については、その意味では、復興まちづくりとの整合性と、それから事業規模、確実性、これを精査した上で支援の対象としておりまして、大槌町のこの道路についても、その辺の関係をよく見きわめた上で対応を検討していきました。

町の方ももうちょっとと明確にビジョンをつくつていただければ、より検討が前に進むのではないかと思っていますので、私もその点についてはフォローしていきたいと思います。

次の質問ですけれども、復興の障害となつてい

るものの大きなことに、復興に必要な用地をなかなか取得するのが大変だということがあります。先日、大槌町と釜石に行って伺つてきたところによりますと、例えば大槌町の高台移転の用地の取得状況ということで、移転元の土地、全体の筆数が二千七百あるそうなんですが、そのうち買収済みが一六%しかない。所有者は全体で二千名います。その所有者や所有者の所在がわかつていないものが二四%あります。また、相続が未了なのが二二%あるということです。これが移転元の数字。

それから、高台移転で、移転先の数字です。これは、全体の筆数が三百八十で、まだ買収済みのものがほとんどない。全体の所有者が百八十名いて、所有者やその所在が不明であるものが三八%、相続未了が一六%ということで、やはり、所有者やその所在不明な土地をどうするか、それから相続未了な土地をどうするかということが大きな問題になっているということです。

まず、所有者が不明、あるいは所有者はわかつているけれどもその所在が不明、こういったことの調査を、民間の補償コンサルタントを使って、今、国の方でも進めるようにしているということなんですが、私、ちょっと不勉強で恐縮なんですが、補償コンサルタントなるものの、補償コンサルタントになるための必要な資格とか、あるいはそれを満たす者の数、さらにはこれまでの補償コンサルタントによる調査活動の実績などについて、これは役人の方で結構なんですが、御答弁をお願いできますか。

○塚本政府参考人 今お話をございました補償コンサルタント、国土交通省におきまして、公共事業に必要な土地の取得それから建物の移転に伴う損失の補償など用地補償業務の受託を行う業者を、告示に基づき登録をいたしております。

土地調査など八つの部門ごとに、七年以上の実務経験を有する者などを専任の者として置くことを登録要件といたしております、現在、登録業者数、二十四年度末で二千七百三十八社でござります。

復興事業に関しましても、迅速な用地取得のためには、補償コンサルタントへの業務発注が効果的であるというふうに考えております。被災市町村を訪問して外部発注のアドバイスなどを行うとともに、補償コンサルタントに対しましても、被災自治体の用地取得の円滑化、迅速化に向けた取り組みに協力するよう要請をしているところでございます。

昨年末に被災市町村にアンケートをしたところによりますと、約半数の自治体におきまして、補償コンサルタントなどへの外注を行つているということをございます。

○階委員 その外注の件数とか、全体の中で外注が占める割合というのはおわかりにならないですか。

○塚本政府参考人 件数自体は把握をいたしておりません。

○根本国務大臣 被災自治体の用地取得の支援、これについては、国と県による実務支援チームが直接自治体を訪問して、その支援に取り組んでおります。

私も、委員御指摘のように、補償コンサルタントの活用が非常に重要だと思います。用地取得のための権利者調整、これは、補償コンサルタントなど外部の専門家への外注を促進しようと。促進するためには、市町村用地交渉業務や権利調査の外注ノウハウを紹介する。今、その支援を進めております。

現在、岩手県においては、国から県に仕様書や積算基準などの外注ノウハウを提供して、既に外注準備を完了させたところであります。その他、幾つかの自治体においても、実務者支援チームが専門家への外注に向けた相談を進めているところでありまして、こういう補償コンサルタントがありますので、このような取り組みを引き続き強力に進めていきたいと思います。

○階委員 それでは、権利調査の方もぜひ積極的に取り組みをお願いします。

資料二という方をこちらになっていたいきたいんですが、これは相続関係が不明な場合のフローについてただいてつくつたものであります。調査の結果、相続人が判明して、全員が死亡されているということがわかると、相続人不存在で、右上の相続財産管理人というのが選任されます。

一方、相続人が判明して、一部はいらっしゃる、それから残りが行方不明だというような場合については、失踪宣告の場合と、失踪宣告しないで不在者財産管理人を選任する場合、これは赤で囲つた部分です、というふうに枝分かれしてくるわけです。

ただ、現実問題は、失踪宣告の効果は死亡したものとみなされるということですから、なかなか赤の他人、すなわち市町村などが利害関係人だといつて失踪宣告を申し立てるということは、これ

は現実には無理な話ですし、恐らく法の解釈としても無理だと思います。

市町村が利害関係人として申し立てられるのは、不在者財産管理人の選任の方です。不在者財産管理人を選任するということなんですが、先ほども申し上げましたとおり、大変な筆数の土地について、多くの土地のその相続関係が不明で、相続登記が未了だという話がある中で、不在者財産管理人もこれから相当な需要が出てくるだろうと思っています。

これまでの運用では、不在者財産管理人は弁護士とか司法書士の中から選んでいる。岩手県でも実際そなんですが、法制度上は、別にそれに限らず、素養のある方であればいいわけで、国が、そういう不在者財産管理人の需要増を見込んで、人材を養成していくことも考えるべきではないかと思いますが、この点について、大臣の所見をお願いします。

○根本国務大臣 被災自治体においては、財産管理制度の活用の経験、ノウハウがないので、なり手の確保など、運用について懸念を有していると、いうことは私も承知をしております。

我々がこれまでやつてきたことは、例えば、四月九日に住宅重建・復興まちづくりの加速化措置第二弾、これを打ち出しました。これは特に、用地取得をいかにして円滑に進めるかという観点から、財産管理人のなり手の確保についても、法務省から、最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本法書士会連合会に対して協力を要請いたしました。

この結果、事実関係、現状を申し上げますと、岩手県では、盛岡家裁において県弁護士会や県司法書士会に候補者の推薦を要請して、弁護士六十三名、司法書士三十名の候補者を確保しました。

宮城県においても、仙台家裁において県弁護士会に同様の申請をし、弁護士百六十七名の候補者を確保しております。

財産管理人のなり手については、今後、被災地における財産管理人選任等の申し立ての状況、あるいはその見通し、これを丁寧に把握して、まずは専門家である弁護士会、司法書士会の協力を得ることが重要と考えております。

委員の御提言のような考え方もあるかと思いますが、基本的には、弁護士会、司法書士会の協力を得ることが重要で、必要な管理人のなり手の確保に努めていきたいと思います。

○階委員 岩手の実情をお話ししますと、私も一応、岩手弁護士会に登録している弁護士なんですが、弁護士は沿岸にはほとんどいらっしゃなくて、沿岸の被災地から離れた盛岡など中央部にいらっしゃるということと、当然のことながら、不在者財産管理業務だけではなくて、たくさん商業務を抱えているということで、不在者財産管理業務を手がけることを数多くこなしていくというのはなかなか大変だと思います。

そういう意味で、単純に数が要るということだけに着目するではなくて、弁護士とか司法書士の偏在の状況であるとか、あるいは、実際どの程度この業務に携われるのかともきめ細かく考えていただいて、需要に応じて機動的に人材

を確保していく、この取り組みが必要だと思つてありますので、よろしくお願ひします。

その上で、不在者財産管理人が首尾よく選任されたとします。ところが、首尾よく選任されると、いつも、今回のいろいろな土地の取得の問題の中には、相続登記が未了で、何代にもわたつて相続が繰り返されたことによつて共同相続人がたくさんいて、その中で複数の方が行方不明である、こういうケースもあるわけです。

複数の方が行方不明の場合に、民法の原則からすると、双方代理といいまして、複数の不在者間で利益が相反するだろうということで、その場合は、一人の人が二人分の代理人になることはできませんよという考え方があります。これが不在者財産管理人にも反映されているようございまして、例え、先般、郡委員のこの委員会での質問に対する法務省の答弁ですと、「不在者相互間で利益が相反することもあるため、原則として、不在者ごとに異なる管理人を選任する運用がされている」ということでした。

要は、不在者が複数いれば、その不在者ごとに、例えば不在者が十人いれば十人、一つの土地について不在者財産管理人を選ばなくちゃいけないということです。これは、それだけの人を確保するのも大変ですし、確保したとしても、その間での意見調整、利害調整というのは大変なことあります。

そこで、私ども民主党の方で今考へてゐるのは、先ほどの答弁の中でも、原則としては不在者ごとに異なる管理人だと言つていますけれども、例外

もあり得るだらうということを考えます。

そこで、法務省、きょう来ていただいています

が、行方不明の共同相続人それぞれについて不在者財産管理人を選ぶのではなくて、一人だけ選任するということも可能なのかどうか、もし可能であるとしたら、それはどういうケースなのかといふことを御説明いただけますか。

○萩本政府参考人 不在者財産管理人となり得る者の適格性につきましては、法律上、明文の定めが置かれておりませんので、理論上は、共同相続人の中の複数の不在者について同一の管理人を選任することは可能だらうと思つております。ただ、

先日も答弁いたしましたとおり、実際には、原則として、その利益相反を考慮して、不在者ごとに異なる管理人が選任されている実情にあらうかと思います。

今御質問ありました、では、どのような場合ならば例外として許されるのかという点ですけれども、共同相続の場合は、実際に遺産分割の協議をしてみないと、利益が相反するかどうか、協議の開始時点ではわからないという問題がまずあらうかと思います。

ただ、協議の結果、例えば寄与分ですとか特別受益ですとか、そういう遺産分割で間々問題となるような論点について相続人間で争いがない、それゆえに具体的な相続分についても争いがないということが決まっており、かつ、遺産分割の方針といふんでしようか、処分の指向性についても相続人間で争いがない、そういうふたうな場合であれば利益が相反する場面がないということにな

りますので、そのような例外的な場合であれば、複数の不在者について同一の管理人を選任する」とは理論的には可能だらうと思ひます。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、それはやつてみないとわからないこととして、選任する当初に、そういうことはないだらうから同一の管理人で済ませてしまおうということが裁判所としてで

きるかというと、なかなか難しいのではないかと考えておるところです。

○階委員 率直な答弁でよかったです。私は、そこでやはり立法府として手だてを講じなきゃいけないだらうと思ひます。

私どもとしては、不在者財産管理人が専門的な能力を持つ弁護士とか司法書士の方であれば、それぞれの業界の規定で倫理違反については厳しい罰則もあるということなので、こうした方たちが不在者財産管理人の場合に限つて、複数選ぶではなくて一人で足りるというふうにすれば、遺産分割の迅速化と復興用地の取得の迅速化が図られるのではないかと思つてゐます。

この点について、大臣、どのようにお考えですか。

○根本国務大臣 私も、その点については同じような問題意識で検討したことあります。

やはり大事なのは、今法務省から答弁がありましたが、利益相反の有無が容易に判断できないようなケースで同一の管理人を裁判所が選任することは困難ではないか、こういう趣旨の答弁がありましたけれども、私は、これを超えるために、これはやはり

民法の運用、解釈の話ですから、そこのところの論点をきちんと詰めて、果たしてそういう法制度が可能か、ここは理論上しっかりと詰める必要があると思います。

○階委員 私どもでも、どういう制度がいいんだ

ようと、最初はもつとドラスチックなことを考えていました。市町村がそういう土地については包括的な管理権、処分権を持つようなところから考えましたけれども、より現実的にさまざまなことを考えていくと、不在者財産管理人が複数必要となるような場合について例外を設けることで、一〇〇%これで進むとは言いませんけれども、ある程度の障害は取り除けるのではないかと思つて、こういう案を今考へておきたいと思います。

御指導をお願いしたいと思います。

それから、その場合に、行方不明者について不在者財産管理人が遺産分割協議なりを行うということなんですが、その行方不明とされた人が将来あらわれてきた場合に、その人の権利をどう守るかということも私は論点としてあると思つて

います。

その行方不明者の権利保護ということなんですが、これは法務省にお尋ねしますけれども、現存する共同相続人、今現にいる人が復興に必要な土地を取得する、それで行方不明である共同相続人が将来仮にあらわれた場合は、その時点で、その方の持ち分相当額について現存する共同相続人が金額の支払い義務を負うという遺産分割手法をとればいいのではないかと思いますが、こういう分

割手法はどれかどうか、法務省、お願いします。○萩本政府参考人 今委員から御指摘のありましたような遺産分割の方法は、現実に行われているようとして、帰来時弁済型の遺産分割協議などと呼ばれることがあるようございます。

このような内容の遺産分割協議をすることができるかどうかにつきましては、つまるところ、今までに委員から御指摘がありましたとおり、不在者の権利を害することがないかどうかという問題に帰着するところであります。例えば、不在者が帰つてくる可能性、不在者の推定相続人の有無、相続財産の種類、不在者が取得すべき代償金の額、不在者が帰つてきた場合に代償金の支払い義務を負う共同相続人の資力が確保されている見込みなど、そういうふたるものろの諸事情を総合考慮して、不在者の権利を害するおそれがないと認められるような場合であれば、御指摘のような遺産分割も可能ではないかと考えております。

○階委員 本来であれば、原則的には不在者財産管理人が、自分が代理している不在者の持ち分をちゃんと預かっておけばいいのでしょうかけれども、そうするとその不在者財産管理人の管理業務に報酬が発生するということで、預かっているお金からどんどん差つ引かれるということだと、いずれはなくなってしまう。それは非常に手間もかかりますし、かつ、行方不明者があらわれたときの権利保護という面でもこれは実効性が乏しくなるということなので、今の帰来時弁済型遺産分割というのをこういう場合には広く活用できないかといふことも考えております。

そして、その場合に一つ気になるのは、現存する方が、将来の行方不明者の出現に備えて、その方の持ち分の支払い義務を負うわけですから、その支払い義務を何十年も負うということになる、と、これはこれで義務が重過ぎるだろう。よつて、その弁済義務の期間を限定するというのも、先ほど帰来時弁済型遺産分割は既に行われているということがしたが、その遺産分割の中で弁済義務の期間を限定するということも行われているのかどうか、これも聞かせてください。

○萩本政府参考人 弁済義務の期間を限定するような内容が同時に盛り込まれているかということについては、盛り込まれた例は承知しております。

そのようなことが可能かどうかと考えてみると、まさに一定の期間に限定した場合には、一定の期間が経過することによって不在者が本来得られるはずの財産的利益を失つてしまふ、こういうことを意味することにならうかと思いますけれども、そうなりますと、その不在者の権利が一方的に害されるということになりますし、仮に不在者が死亡していただしましても、その相続人の権利がやはり一方的に害されるということになつてしまふだろうと思います。

したがいまして、御指摘のような遺産分割をすこことができるかと聞かれますと、やはり一般的には困難ではないかと考えております。

○階委員 時間が迫つてきましたので、最高裁への質問はちょっと割愛させていただきます。申しわけございません。

次に、これは視察とは関係なく、私が地元のある防水施工会社の経営者に聞いたことです。

被災三県では、入札不調、すなわち公共事業の落札が決まらないケースがふえているということです。先般、報道によりますと、昨年四月からことし一月の間、岩手では一五%、宮城では三八%、福島では二四%という入札不調があつたということです。

その原因としてよく言われるのは、作業員の不足や資材の不足で価格が高騰しているからだといふうに言われているんですが、この経営者さんによると、入札要件を満たすのに必要な技能士資格をなかなか取れないというのが問題になつてゐるということでした。

その理由として、実は、私たちの民主党政権のときに、技能士検定を行うための補助金を見直そうということで、補助金を減らしたというのがあります。

資料四をごらんになつてください。

補助金を減らしてけしからぬと言われることがないようにならぬと説明しなくちやいけないと思うんですが、上の段は補助金額の数字でございまして、確かに、平成二十五年度にかけて大きく減つております。ただ一方で、この仕分けのときに何を言つたかというと、単に予算を減らすだけではなくて、多くの検定職種を整理統合しなさいとか、なるべく民間でやつて、補助金を使わないようになさいということも言つています。

その点、その下の方に技能検定職種等の推移ということが出ておりますけれども、平成二十一年

度、仕分けの年度から平成二十五年度にかけて、若干は減りましたけれども、ほとんど減つていなくて、かつ、民間に委託したものは三件ほどあるんです。これはいずれも、新規に試験を行うものについて民間が試験の業務を行うということです。既存のものについて補助金なしに切りかえたといふものはないんです。

こうしたことで、補助金を減らしたのがダイレクトに試験回数の減少に結びついて、それが、技能士が少なくなつて、入札の要件を満たせなくなつたということなんです。

この点について、厚労省の時間がちょっとないので、最後、大臣に質問します。

今のような現状を踏まえますと、復興に必要な復興事業の入札に参加したくても、入札条件を満たすために必要な技能士が不在で参加できないというゆゆしき状況があるので、被災地では、技能検定を頻繁に行えるように復興予算で補助を行うということも考えるべきではないかと思ひますが、いかがでしようか。

○根本国務大臣 今、私、階委員のお話を聞いていて、なるほどなと思って聞いておりました。補助金を削減した、しかし一方で、職種を再編成して効率化しなさいよ、そういう制度設計をしたんだけれども、実は現実はそう動いていなくて、こういう問題が起つたということですよね。

やはり、私は、きちんと制度が動くような対応を常に考えておいて、やる必要があると改めて思ひます。

それから、私も問題意識は共通しています。技

能士が少ない、だから、もっと早く取つてもらうようにする必要があるのではないかと思います。

ただ一方で、この削つちやつた予算を復興予算でやれという話になると、やはり、使途の厳格化の観点から、今、被災地域の復旧復興に直接資する施策のみを復興特別会計に計上することを基本としておりますので、これを復興予算でやることが可能かどうか、これは使途の厳格化の観点も踏まえながら検討する必要があると考えております。それから、技能試験の頻度の話もありましたが、制度の所管省庁である厚生労働省においてしっかりとこれも対応してもらいたいと思います。

○階委員 これで終わりますが、私、全国でこの復興予算を使えと言つてはなくて、被災地で技能士が特に必要なところに限つてという趣旨で申し上げました。

本当にきょうはありがとうございました。